

国立民族学博物館ハラスメント防止委員会規則

〔平成20年1月〕22日
規則第2号

(設置)

第1条 この規則は、人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程（以下「機構規程」という。）第4条第1項に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置について検討するとともに、その実施に当たるため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメント防止に関する啓発活動の企画及び実施
- (2) ハラスメント防止に関する研修の企画及び実施
- (3) 苦情相談の体制及び方法の検討並びに苦情相談の実施
- (4) 啓発活動及び相談事例等への対応に係る報告書の作成
- (5) その他ハラスメントを防止及び排除するために必要な事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（企画調整担当）
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 館長が指名する者

(任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第4号に掲げる委員と同一とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副館長（企画調整担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の議事運営)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(相談員の設置及び任務)

第8条 委員会に、ハラスメントに関する苦情相談を受ける相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充て、苦情相談への対応に当たるものとする。

(1) 委員以外の職員から館長が指名する者

(2) 職員以外の専門家

3 相談員は館長が委嘱する。

4 第2項第1号に掲げる相談員の任期は、第4条第1項及び第2項を準用する。ただし、再任は妨げない。

5 第2項第2号に掲げる相談員の委嘱の期間及び態様は、館長が別に定める。

6 相談員は、機構規程に基づき適切かつ迅速に対応するものとし、ハラスメントについて相談があつた事実、当事者の意向等について記録に残し、委員会に報告する。

(調査委員会)

第9条 委員会は、前条の苦情相談への対応に当たり、相談及び助言を行い、なお解決し得ないと判断し、あるいは事実調査の必要があると判断するものについては、調査委員会を設置する。ただし、調査委員会を設置するまでには至らないと判断した場合には、相談内容、当事者の意向等を考慮した上で、調整手続を進めることができる。

2 委員会は、国立民族学博物館ハラスメント調査委員会設置要項第2条第2号に基づく調査結果等を措置内容と併せて、当事者に報告する。

(調整手続)

第10条 委員長は、前条第1項ただし書に定める調整手続を進める場合には、委員長を含む委員の中から若干名の調整委員を指名する。

2 調整委員は、委員長の命を受け、速やかに次に掲げる事項を行い、その結果を委員長に報告する。

(1) どの方法が問題解決のために最も適切かを被害者等と話し合う。

(2) 問題解決のため、必要がある場合には、関係者から事情聴取する等事実関係を確認する。

3 調整委員は、調整手続の過程において、被害者の抑圧又は事実の揉み消しをしてはならない。

4 調整委員から報告を受けた委員長は、調整委員と協議した結果、当事者の合意があり、妥当と判断した場合には、和解で調整手続を終了させることができる。

5 調整委員から報告を受けた委員長は、調整手続の結果を委員会に報告する。

(不服申立て)

第11条 当事者は、第9条第2項に定める報告の内容について、その報告書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、委員会に対し、不服申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の不服申立てがあった場合には、再調査等の必要性について審議し、再調査等の必要があると判断するものについては、再度、調査委員会を設置する。ただし、当事者は、再調査等の必要がないと判断された場合又は再調査等が行われた場合には、その後は不服申立てをすることができない。

(専門委員会の設置)

第12条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会の委員で構成する。

3 専門委員会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第13条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 国立民族学博物館セクシュアル・ハラスメント防止等対策委員会規則（平成16年4月6日制定）は、廃止する。

3 この規則の施行の際、現に廃止前の国立民族学博物館セクシュアル・ハラスメント防止等対策委員会規則（平成16年4月6日制定）第3条第4号の委員である者及び第5条第2項の相談員である者は、施行後の国立民族学博物館ハラスメント防止等対策委員会規則（以下「新規則」という。）第3条第4号の委員及び第5条第2項の相談員に委嘱されたものとみなし、その任期は、新規則第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。